

返金規定

富士つばさ日本語学校

1 入国前

- (1) 入学検定料は返金しない。
- (2) 在留資格認定証明書（C O E）が交付され引き渡しが行われたが、査証の申請を行わず来日しない場合、理由の如何に関わらず入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、在留資格認定証明書（C O E）および入学許可証と引き換えの上、振込手数料を除いた全額を返金する。
- (3) 日本在外公館によって査証発給が拒否された場合、入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、本校が日本在外公館において査証が発給されなかったことの確認ができた後、入学許可証と引き換えの上、振込手数料を除いた全額を返金する。
- (4) 日本在外公館によって査証発給後に入学をキャンセルした場合、理由の如何に関わらず入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、査証が未使用で失効が確認できた後、入学許可証と引き換えの上、手数料として上限 15,000 円と振込手数料を除いた全額を返金する。

2 入国後

- (1) 入国後授業開始前に入学をキャンセルした場合、理由の如何に関わらず入学金は返金しない。日本を出国し、在留資格「留学」が失効したことを本校が確認し、文書での届出を本校が受け付けた時点で、手数料として上限 30,000 円と振込手数料を除いた全額を返金する。
 - (2) 退学の場合、理由の如何に関わらず入学金は返金しない。日本を出国し、在留資格「留学」が失効したことを本校が確認し、文書での届出を本校が受け付けた時点で、退学届が出された翌学期分以降の納付金に相当する金額から、手数料として 50,000 円又は当該納付金相当額の 20%に相当する額のいずれか低い額、及び振込手数料を除いた残額を返金する。
 - (3) 除籍の場合、理由の如何に関わらず入学金、授業料およびその他の費用は返金しない。
-